

令和3年12月9日

於：広島市西区民文化センター

伊藤雅玄

5

石泉僧叡師の生涯とその教学

はじめに

10

我真宗に於て、芸州の学、深諦院を首唱となす。院の門下、多士濟々たり。中に就て、大瀛・僧叡の二公を、其上足となす。一宗の正意を、發揮するに止まらず、幾多の龍象を養成し、士女を教化す。余沢愈々深し。安芸門徒の今日あるは、三師の徳に負はざるは莫し。洵に是れ宗門の栄光なり。

(溪口廉造『石泉僧叡和上略伝』P1)

15

1. 生涯

僧叡師年表

西暦	年齢	出来事
1762年	1歳	誕生。
1773年	12歳	慧雲の門に入る。
1777年	16歳	学林に懸席。
1781年	20歳	高田郡船木の専教寺住職。
1789年	28歳	『親鸞伝絵』を講じ、『絵伝私記』一卷を著す。
1800年	39歳	『横超直道金剛鉢』の序文を書く。 賀茂郡川尻村光明寺に入寺。石泉社開設。
1804年	43歳	広島市仏護寺で『般舟讚』を講義した際、助正論において「安心廃立」「行儀助正」の名目を立てる。
1805年	44歳	『助正釈問』を著す。 『助正釈問』に対する疑義として、僧鑑に『読助正釈』を書かせる。
1806年	45歳	僧鑑『読助正釈』への反駁として、『助正釈問酬読』を著す。
1808年	47歳	道命が『助正箋』を著す。
1809年	48歳	道命『助正箋』への反駁として、『助正芟作』を著す。
1811年	50歳	『第十八願卒応』（龍谷大学大宮図書館）

1816年	55歳	『称名对賓』を著す。
1817年	56歳	安居で『仏説無量寿経』を講義した際、大衆より「称名正因」を説いたと批判の聲が挙がる。 本如の『御勅命』により、「称名正因は文義共になし」とされる。
1819年	58歳	『選択集天寿録』（龍谷大学大宮図書館）
1821年	60歳	2月2日『教行信証』講義開講。
1823年	62歳	9月21日『教行信証』講義満講。 『正信念仏偈要訣』（龍谷大学大宮図書館） 『柴門玄話』（龍谷大学大宮図書館）
1825年	64歳	『柴門玄話』により、僧叡の義が安心上問題ないことが本山より認められるが、「法相表裡」「稟受前後」の名目については、使用が禁止される。 司教昇階。
1826年	65歳	示寂。

2. 著作一覧 ※直接確認済のもののみ掲載

著作名	出版社・所蔵・所収等	出版年	形式
『大無量寿経記聞』	龍谷大学大宮図書館蔵		写本
『第十八願卒応』	龍谷大学大宮図書館蔵	1811年	写本
『易行品義記』	光宣寮	1896年	刊本
『浄土論義疏』	龍谷大学大宮図書館蔵		写本
『往生論中海岸記』	龍谷大学大宮図書館蔵		写本
『安楽集義疏』	蔵経書院『真宗全書』12所収	1913年	刊本
『観経四帖疏義疏』 ※『玄義分義疏』『定善義義疏』 『散善義義疏』『序分義無射』収録	法林館	1913年	刊本
『般舟讚懐愧録』	蔵経書院『真宗全書』15所収	1914年	刊本
『往生要集偏帰箋』	興教書院『真宗叢書』6所収	1930年	刊本
『選択集義疏』	光宣寮	1896年	刊本
『選択集天寿録』	龍谷大学大宮図書館蔵	1819年	写本
『教行信証文類隨聞記』	蔵経書院『真宗全書』26-29所収	1915年 1916年	刊本
『行文類聴草』	龍谷大学大宮図書館蔵	1821年	写本
『正信偈要訣』	仏教図書出版	1901年	刊本

『文類述聞』	光宣寮	1898年	刊本
『文類聚鈔吉浦箋』	浄土真宗本願寺派宗学院	2009年	刊本
『愚禿鈔義記』	光宣寮	1895年	刊本
『入出二門偈義疏』	興教書院『真宗叢書』9所収	1928年	刊本
『三帖和讃観海篇』	光宣寮	1897年	刊本
『伝絵私記』	光宣寮	1916年	刊本
『助正釈問』	蔵経書院『真宗全書』50所収	1915年	刊本
『助正釈問酬読』	蔵経書院『真宗全書』50所収	1915年	刊本
『助正芟柞』	蔵経書院『真宗全書』50所収	1915年	刊本
『称名対賓』	石泉文庫蔵、立善寺蔵	1816年	写本
『柴門玄話』	興教書院『真宗叢書』附巻所収	1930年	刊本
『寒風夜話』	興教書院	1891年	刊本
『石詮雜記』	龍谷大学大宮図書館蔵		写本

※多くの著作が、「国立国会図書館デジタルコレクション」「龍谷大学図書館貴重資料画像データベース」よりダウンロード可能。

※ほとんどの著作が、是山恵覚師によって、光宣寮より刊行されている。

5

3. 時代背景

僧叡が生きた時代における浄土真宗本願寺派内の最大の騒動は、三業惑乱である。三業惑乱は、1806年11月6日の本如『御裁断御書』により決着を迎える。

10

『御裁断御書』の特徴

- ・「三業帰命」に対して「信楽帰命」が正義とされる。
- ・「信心正因」「称名報恩」の強調。

15 ※「信心」は、宗祖と蓮如の両面から「本（正因）」とされるが、「称名」は「信心のすがた」として、蓮如との関連でのみ「仏恩報謝（報恩）」と示される。

→このような時代背景の中で、僧叡は敢えて「称名正因」を主張している。

→称名正因を軸に考えることで、僧叡の教義理解が見えてくる。

20

三業惑乱の最中、学林は1803年4月、二条奉行所より休講を命じられ、閉講の状態が続いていた。しかしながら、先の『御裁断御書』を受けて、1807年4

月に再開を果たす。その際、十三条からなる「学林の大綱」が示される。中でも特に重要なのが、最初の三条である。

第一条（安心は何に拠るべきか）

- 5 ・宗義安心は歴代宗主の相承にあるため、聖教に拠るべきであり、末学の抄書に拠るべきではない。また、勝手に新しい名目を立ててはならない。

第二条（安心正否の判断）

- ・安心正否の判断は、宗主に仰ぐべきである。

第三条（安心の指針となる書物）

- 10 ・本山の許可を得ていないものは、出版や弟子等への付与を認めない。

※いずれも要約した内容

4. 助正論(1804年～1809年)

15 「助正論」とは

真宗における助正論は、善導教学を宗祖がどう理解したと考えるかにある。主たる論点は、『観経疏』「散善義」就行立信積における開の「五正行」と合の「正助二業」の位置付けであるが、重要なのは前者である。

- 20 「五正行」の位置付けについて、善導の上で弘願が主となる点は論を俟たない。一方、宗祖の上では弘願か要門かで先達の見解は分かれており、そこに議論の余地がある。多くの先達は要門の立場を取るのであるが、僧叡は直ちに弘願とする点が特徴的である。

- 25 「五正行」の出拠となる善導『観経疏』「散善義」の就行立信積は、宗祖『教行信証』「信文類」「化身土文類」の二箇所引用されるのであるが、「化身土文類」には「五正行」「正助二業」が引用されているのに対して、「信文類」では「五正行」が省略されている。この点を根拠に、先達の多くは「五正行」を要門の立場で取る。一方の僧叡は、「化身土文類」の引用は五行を平等に往因とする誤りを糺すものであり、「信文類」での省略は、除いたのではなく撰して取る意として、「五正行」は弘願という立場を取る。

30

「称名正因」と「助正論」

先年一党の学者ありて、助正の義を論ずる中に、称名なほ因に非ずと云ひしを、窮逐の次で『銘文』、『文意』等の如き聖教を挙げてそれを弾擲せしかば、かの徒等余を誹謗して称名正因を恢張すと流言す。

35

(僧叡『柴門玄話』『真宗叢書』附卷、P55上)

→僧叡の「助正論」において、称名正因が重要な主張であると共に、その点が問題となった様子が窺える。

5 「助正論」の具体的内容

1804年 仏護寺（現広島別院）で『般舟讚』の講義（『般舟讚懷愧録』）。
称名について「安心廃立、行儀助正」の名目を立てる。

10 古人有言。曰、安心廃立、行儀助正者、終南一代之化風矣。所謂安心者、名_下其定得_上往生淨土之正因_上。是以揀_下判_上權_下實_上、約_下廢立門_上。去_下權就_上實、歸_下如来弘願_上、以業事成弃。（中略）次行儀者、_下『礼讚』云_上之起行作業_上。望_下安心_上是報土真因、名為_下方便_上。拋_下實正論_上、則唯在_下報謝仏恩_上已。於是乃扶_下向所廢_上者、以_下相_上統正業_上。

（僧叡『般舟讚懷愧録』『真宗全書』15、P428下）

15

称名を安心で取る場合は、往生浄土の正因
→他の行との関係は廃立で称名一行
称名を行儀で取る場合は、起行作業の報謝仏恩
→他の行との関係は助正で助正兼行

20

1805年 僧叡『助正積問』
僧鑑『読助正積』（僧叡が弟子に書かせたもの）

1806年 僧叡『助正積問酬読』

1808年 道命『助正箋』

25 1809年 僧叡『助正芟作』

30 此是衆生之能行、この行裏_下信_上。別開則有_下大信_上、対_下大行_上。合則唯一大行。此一大行義、有_下兩途_上。曰有_下取為_上安心者_上焉。有_下取為_上起行者_上焉。安心は往生浄土正因、安_下心願力_上、決_下定往生_上。然口称名号、与_下心信願力_上、自是一体。称_下名号_上行、与_下乘_上願力_上信_上、亦不_下相離_上。故内外雖_下異称名即安心。（中略）次起行者、謂_下仏恩報謝行_上。此中有_下五種正行_上。既仏恩報謝行、則弘願行。故通_下五種_上共名_下正行_上。於_下中第四称名_上、為_下正業_上。前三後一、為_下助業_上。第四為_下正業_上者、本願行故。前三後一非_下本願行_上、而有_下善輔_上佐正業_上、成_下報恩_上功能_上故、曰_下助業_上。（中略）此有_下二義_上而無_下二体_上。謂体唯一称名。就論_下正因_上則是安心。廢_下諸立_上一願力_上。就論_下報恩_上則是起行。正業兼_下助業_上。合_下此二義_上為_下一真実行_上。是『顕行文類』大旨矣。

(僧叡『助正芟柞』、『真宗全書』50、P381上～P382下)

称名を安心で取る場合は、往生浄土の正因

→名号即安心=称名即信心

5 称名を起行で取る場合は、仏恩報謝の行

→五種正行は仏恩報謝の弘願行。正業は本願行、助業は非本願行であるが、正業を補佐して報恩を成ずる。

安心・起行といった正因としての称名と報恩としての称名とは二義であるが、二体ではない。二義を合して一真実行とする。

10

5. 『称名対賓』(1816年)

『称名対賓』は、僧叡が安居で『仏説無量寿経』を講義し、物議を醸す前年の書である。ここでは「助正論」における「称名正因」の主張が改めて強調されている。

15

客曰、唯夫釈迦已来仏祖すでに没すといへども、頼に聖教のここにあるありて、無窮に模範し、真宗ありて知るべからしむこと、大小となく、これを講究詳明して、門庭を嚴護するは、吾人の務なり。不可不慎。称名正因はその中の大節なり。豈可思之。これよりさき哲人非_レ不_レ多而於ル_ニ此事_ニ。法運未だ啓せず。顯_レ晦相半す。その甚だ晦きものに至ては、徒にこれを方便真門の義となしおる。読_ニ聖教_ヲ而不_レ非_ニ聖教_ニ遺憾といふべし。先に鄙藩に偏執の児輩ありて、権門に奸計し、助正のことをもて、余を妨んとして、反て大に困窘するにいたり、終に所見を筆して一葉子を出す。その中に称名尚非因といふことあり。余葉子を逐付して、ここに至て称名正因をもて之を闢く。

20

25

(僧叡『称名対賓』、立善寺蔵、1丁左～2丁右)

称名正因の出拠

称名正因とはもと祖語に出て、余がいふにはあらず。即ち『文意』に云、「称名の本願は選択の正因たること悲願にあらはれたり」。諸方の緇流、不_レ向_ニ祖語_ニ倣_中工夫_上。忽聞_ニ余言_ヲ疑者は何ぞその平日無事にして不_レ開_ニ聖教_ニこと、おもひしらる。この『文意』のことば、もし口業の所作を往生の因に擬すといはば、これ自力念仏にして、いはふる「以_ニ本願嘉号_ニ為_ニ己善根_ニ」ものにして、『改邪鈔』に切に弾ずるところ。決して真宗義に非ず。何ぞ「本願」といふ。また「選択の正因」といはん。又『末灯鈔』に答有阿弥陀仏書

30

35

に云く、「念仏往生と信ずる人は辺地の往生とてきはれ候らんこと、おほ
 からこころへがたく候。そのゆへは、弥陀の本願とまうすは、名号をと
 へんものをば極楽へむかへんとちかはせたまひたるを、ふかく信じてとな
 ふるがめでたきことにて候なり」等。これ称名正因の言はなけれども、義
 はまがふべくもなし。乃ち称名正因を方便なりと謂を所破として、これ
 本願の実義なることを示さるるところなり。仮字書のうち、其文更に多し。
 不_レ須_レ繁『末灯鈔』云、行
 とまうすは、本願の名号をひとこへとなへて往生すとまうすこと
 をききてひとこへをもとなへ、もしは十念をもせんは行なり。」引_一。『文類』によらば、「顕行」に云、「大行者則称_一無碍光如来名_一」。
 「称_レ名能破_一衆生一切無明_一能満_一衆生一切
 志願_一」。又云、「獲往相回向心行即時入大乘正定聚之数」。これら諸文、称名
 正因をいふこと炳如たり。これを学ぶもの宜_下討_一其如何_一会_シ真宗義_一無_上レ
 濫_{ズルコト}夫真門自力念仏_一。(僧叡『称名対資』、立善寺蔵、2丁右～3丁右)

僧叡はまず、「称名正因とはもと祖語に出て、余がいふにはあらず」と述べ、
 「称名正因」は、あくまでも宗祖の文に見られる点を強調する。その上で出
 擧げ、それを承けて「これら諸文、称名正因をいふこと炳如たり」と、宗祖が「称
 名正因」を言っていることは明らかであると念押しする。以下が、その出擧
 である。

出擧①

称名の本願は選択の正因たること、この悲願にあらわれたり。
 (『唯信鈔文意』、『浄聖全』2、P691上)

出擧②

念仏往生と信ずるひとは、辺地の往生とてきはれ候らんこと、おほかた
 こゝろえがたく候。そのゆへは、弥陀の本願とまふすは、名号をと
 へんものをば極楽へむかへんとちかはせたまひたるを、ふかく信じてとな
 ふるがめでたきことにて候なり。
 (『末灯鈔』、『浄聖全』2、P794)

出擧③

大行者則称_一無碍光如来名_一 (『教行証文類』「行文類」、『浄聖全』2、P15)
 行と申は、本願の名号をひとこゑとなえてわうじやうすと申ことをき
 て、ひとこゑをもとなへ、もしは十念をもせんは行なり。
 (『親鸞聖人真筆消息』、『浄聖全』2、P747)

称_レ名能破_一衆生一切無明_一能満_一衆生一切志願_一

(『教行証文類』「行文類」、『浄聖全』2、P19)

出擧④

獲_一往相回向心行_一即時入_一大乘正定聚之数_一
 (『教行証文類』「証文類」、『浄聖全』2、P133)

出拠①・②・③は、信の対象が「称名往生」であり、それを信じて実際に称名することが行であると解釈できる文である。

5 出拠③は、『教行証文類』「行文類」で大行は称名と示された箇所「行」の補足として、『親鸞聖人真筆消息』の文を挙げ、その「行」のところで破闇満願をいうため、「称名正因」であるという論法である。

10 出拠④では、往相回向の心行（信行）を獲る即時の入正定聚を語る文が挙げられているが、これは「称名正因」の出拠であると同時に、「称名正因」といっても唯称正因ではないことを示すものであり、後に論じられる「称名正因と信心正因との会通」と関連付けられる文と考えられる。

称名即法体

15 それいはふる称名、衆生の称念なれども、称念即法体にして、未_レ嘗動_レ彼所聞者_ニ。故に初に「称無碍光如来名」といふて、後に「称名則是最勝真妙正業、々々則是念仏、々々則是南無阿弥陀仏」といふ。正定聚の機、宿善開發して本願の名号を聞て、如_レ聞信受離_レ自力心_ヲ。而後に形_ル于口_ニものは即是さきの所聞のものにして、能令_レ衆生_ヲ往生_セの法なり。「化身土」に云、「憶念本願唯称念仏名、離自力之心、是名横超他力なり」と。「憶念本願」は信心なり。信心の称名なるが故に、自力を離る。自力を離るが故に、他力と名く。他力豈法体に非ずや。故に『和讃』には、「真宗信心の称名は」等といふ。既に法体なり。これをこそ別時之門には、願行具足するものとして「言南無者（乃至）必得往生」とのたまへり。これをも正因にあらずといはば、更に何ものをか定めて生因とせん。世尊弥勒に一切を付属したまひて、より祖々、これを相承す。これを真宗念仏とす。「化身土」に云く、「四依弘教大士、三朝浄土宗師、開真宗念仏、導濁無非偽」と。黒谷これを大谷に授く。

20 「顕行」に『選択集』を附して云、「明知、是非凡聖自力之行。故名不回向之行也。大小聖人、重軽悪人、皆同機帰選択大宝海、念仏成仏」と受て以周旋弘通す。故に上に引く『和讃』のごときことばあり。

（僧叡『称名対賓』、立善寺蔵、3丁右～4丁右）

30 僧叡はまず、「称名正因」の「称名」について、「それいはふる称名、衆生の称念なれども、称念即法体にして、未_レ嘗動_レ彼所聞者_ニ」と述べる。すなわち、「称名正因」の称名は、称名即法体であり、所聞のままの称名というのが僧叡の主張である。以下が、その出拠である。

35

出拠①

大行者則称_レ無礙光如来名_一。(『教行証文類』「行文類」、『浄聖全』2、P15)
称名則是最勝真妙正業。正業則是念仏。念仏則是南無阿弥陀仏。

(『教行証文類』「行文類」、『浄聖全』2、P19)

出拠②

5 正定聚之機 (『教行証文類』「信文類」、『浄聖全』2、P66)

出拠③ (正証と助顕)

横超者、憶_レ念本願_一離_レ自力之心_一。専修者、唯称_レ念仏名_一離_レ自力之心_一。
是名_一横超他力_一也。(『教行証文類』「化身土文類」、『浄聖全』2、P197)

真実信心の称名は 弥陀回向の法なれば

10 不回向となづけてぞ 自力の称念きはるる

(『正像末和讃』、『浄聖全』2、P488 上)

出拠①では、『教行証文類』「行文類」に称名が大行と示され、転釈により称名即南無阿弥陀仏が示されているため、称名即法体とする。

15 出拠②では、『教行証文類』「信文類」の標挙である「正定聚之機」を挙げる。これは第十八願の機であり、宿善開發により本願の名号を聞き、聞のままに信受して自力を離れたものである。そのため、口にあらわれる称名は所聞のままであり、衆生を往生させる法であるとする。

20 出拠③は、正証・助顕の関係である。正証の傍線部は本派本願寺蔵存如上人授与本にのみ認められる文言である。内容としては、「憶念本願」が信心、「唯称念仏名」が称名で、信心の称名。信心の称名は自力を離れたものであり、他力と名づけるものであるとする。助顕は、信心の称名＝弥陀回向＝不回向＝自力の称名ではない(すなわち他力)を示すもので、他力が弥陀回向(不回向)という観点から、正証における称名即法体を補強するものである。

25 僧叡は、これらの文より称名即法体とし、それは善導の六字釈中の「言_レ南無_一者即是帰命、亦是発願回向之義。言_レ阿弥陀仏_一者即是其行。以_レ斯義_一故必得_レ往生_一。」(『観経疏』「玄義分」、『浄聖全』1、P673)であり、称名は正因であると結論付ける。

30 続いて僧叡は、真宗の称名念仏の伝統について説明を行う。真宗の称名念仏は、『大経』弥勒付属の「乃至一念」にはじまり、七高僧→法然→親鸞と相承され、それが『教行証文類』「行文類」の「明知是非_一凡聖自力之行_一。故名_一不回向之行_一也。大小聖人・重軽悪人、皆同齐応_一帰_一選択大宝海_一、念仏成仏_上。」(『浄聖全』2、P48)であるとする。

35 称名正因即信心正因

尔に学者謬解してこの称名を信心と角立して正因二つありとおもへり。甚き

かな。愚人の難論。それ「顕行」には、挙_二四十八对_一、已て「然按一乘海、
円融満足極速無碍絶対不二之教也」といひ、又挙十一对、已て「然按一乘海
之機、金剛信心絶対不二之機也」といへり。機教はすなはち行信なり。不二
とは行信不離一体なるをいふ。『末灯鈔』にはく、「信と行とふたつときけ
ども、行をはなれたる信はなしとききて候。また信をはなれたる行もなしと
おぼしめすべし」と。『和讃』に云く、「不思議の仏智を信ずるを」等と。も
し信心正因の外に称名正因ありといはば、その称名は願力の法体にあらず。
不_レ可_レ入_二報土_一ものなり。何の正因といふことかあらん。当知。称名正因即
ち信心正因にして、ただこれ一なることを。

(僧叡『称名对賓』、立善寺蔵、4丁右～4丁左)

「称名正因」を立てる上で、まず会通しなければならないのが、「信心正因」
との関係である。僧叡はまず「尔に学者謬解してこの称名を信心と角立して正因
二つありとおもへり」と、「称名正因」と立てると、「信心正因」と並立して正因
が二つあることになるという批判を挙げて、それを否定する。続いて、それを論
証する形で、以下の「行信不離一体」と「信心正因」の根拠となる文を挙げる。

行信不離一体

然按_二本願一乘海_一、円融満足極速無碍絶対不二之教也

(『教行証文類』「行文類」、『浄聖全』2、P57)

然按_二一乘海之機_一、金剛信心絶対不二之機也

(『教行証文類』「行文類」、『浄聖全』2、P58)

信と行とふたつときけども(中略)行をはなれたる信はなしとききて候。
また、信をはなれたる行なしとおぼしめすべし

(『末灯鈔』、『浄聖全』2、P793～794)

信心正因

不思議の仏智を信ずるを 報土の因としたまへり

信心の正因うることは かたきがなかになをかたし

(「正像末和讃」、『浄聖全』2、P492上)

僧叡は「行信不離一体」と「信心正因」の文証を挙げることにより、「信心正
因」の外に「称名正因」はないとする。そしてもし「信心正因」の外に「称名正
因」があるのであれば、それは「行信不離一体」ではなく、願力の法体とは言え
ず、報土の因ではないとする。

問答（聞已即滅の機、一称の往生）

問て曰く、下中品の聞已往生の如きは唯信にして無行。亦得^{（得有り）}なり。尔れば法体の論ずべきものなし。此皆往生するや否や。答云、生ずることを得。何れば願力を領納するが故に。問て曰く、下上品の称名の如きは、その信一念のときは、未^ズレ領^レ願力^レとせんや。もし領納せば、その時即往生す。何ぞ称名を須ひて正因を論ずることをする。答て曰く、信一念の時、奄に即得^得往生す。而て称名正因を云ふものは、往生は願力所成にして、機のなすことに非ずと云ふことを顕す法門なり。（僧叡『称名対賓』、立善寺蔵、4丁左）

10 まず僧叡は、『観経』下中品の聞已即滅の機に関して、唯信無行であるが往生できるのかとの問いを立て、願力を領納するので往生できると答える。

15 続いて、願力領納で往生できるのであれば、信一念で往生が決まるので、『観経』下上品のように称名を用いて正因を論じる必要がないのではないかと問いを立て、信一念の即得往生であるが称名で正因を言うのは、「往生は願力所成にして、機のなすことに非ずと云ふことを顕す法門」であるからと答える。

称名正因と称名報恩は一体の二義

然るに「顕行」の偈に龍樹を讃ずる中、「唯能常称如来号」等と云て称名を報恩行とす。これ初に就て後を統、七祖の通意なることを示す。これと正因といふものと、その称名別なるに非ず。ただこれ一体の二義、故に『聚鈔』の偈には、「応以恭敬心執持、称名号疾得不退」といへり。云何一体の二義とならば、謂く、ただ一つ称名にして、その法体自爾の徳義は正因なり。その行者自力を離れたる用心をもていへば、願力を憶念して罔極に報るの事なるが故に。『和讃』の太初に「弥陀の名号となへつつ」等とはこの謂なり。（僧叡『称名対賓』、立善寺蔵、5丁右）

30 三業惑乱決着の書である『御裁断御書』にも示されてある通り、「信心正因称名報恩」は、既にこの時代においても安心の中心であった。そのため、「称名正因」は「称名報恩」とも会通する必要がある。

称名報恩の出拠

唯能常称^レ如来号^レ 応^レ報^レ大悲弘誓恩^レ

（『教行証文類』「正信念仏偈」、『浄聖全』2、P62）

称名正因の出拠

応^下以^レ恭敬心^レ執持 称^レ名号^レ疾得^中不退^上

僧叡は、『教行証文類』「正信念仏偈」のこの文が龍樹章にあることから、「称名報恩」が七祖の通意であるとし、『浄土文類聚鈔』「念仏正信偈」の龍樹章では
5 「称名正因」にあたる内容が書かれていることから、「称名正因」と「称名報恩」は一体の二義であるとする。

6. 安居における『仏説無量寿経』の講義(1817年)

10 一般的に、この安居の『仏説無量寿経』講義に関しては、僧叡が「法相表裡、稟受前後」の名目を立て、その名目に対して聴衆より疑義が挙げたと理解されているが、本講義の記録である『大無量寿経記聞』を見る限り、そのような名目は確認できない。加えて、本講義に対して出された本如の「御直命」にも、名目は認められない。したがって、本講義において僧叡は、「法相表裡、稟受前後」
15 の名目を立てていないと考えられる。

では、どういったことが問題とされたのか。考えられるのは、「助正論」から続く「称名正因」の主張についてである。

如是の聖浄二門彼此の差別けぢめをしらさんために、御開山教行証の通目をもて却て本願の玄旨を説示したまへるなり。さてその三法の中、行といふ名前
20 前にあたるものは称名の外、他なし。その行は衆生、諸仏讃嘆の教を受けて説の如つとむるところが行なり。故に「称無礙光如来名」との玉へり。尔らば教行信証の四法にするときは、その信は三法列目のときはいづれにおさまるや。教にあるや、証にあるや。『末灯鈔』に「行をはなれたる信はなし」等、
25 信行不離なものなれば、信は行中に摂す。その行中より開出して信をたつれども、しかし行はかならず先にして、信は是非に後にあるといふことにはあらず。実は同時俱時なり。さなくんば大行とも大信とも名られず。『讚』云、「如実修行相応は 信心ひとつにさだめたり」。信がかならず行の後にあるとすれば、その行は今の讚意では不如実修行に墮するなり。大信、大行中に
30 隠る。たとへば、ひとの五臓のごとし。内に五臓あるゆへ、人のはたらきができる。腎は耳、肝は目をつかさどる等の如し。五臓なきものは人形なり。今もそのごとく、信心内にあればこそ、称名に大行の名はつく。信心なければ大の名はつけられず。如是の道理にて実は同時俱時なり。

(僧叡『大無量寿経記聞』2、龍谷大学蔵本、29丁左～30丁右)

ここでは、大行を称名と規定した上で、大行と信心が同時俱時と明言している。これが聴衆の間で「称名正因ではないか」と問題になったと考えられる。なお、本講義内容が物議を醸し、それを承けて出された本如の「御直命」は以下の通りとなる。

5

御直命

(中略)

夫当流には唯他力信心ひとつを以て報土得生の正因と定め給へり。故に高祖聖人のみことには涅槃真因唯以信心と教へ、唯の言を以て棟持せしめ給ふ。10 聖人の御定判を鑑として、七祖の釈義をも窺べき事なり。故に代々相承して、祖師聖人御相伝一流の肝要は、唯この信心ひとつに限れり。(中略)相承の教皆聞らる所にて、往生定得とのたまひ、信心正因なること明々白々たり。此外に若往生の正因ありと申事あらば、当流には名もなきこと勿論なり。都而承引すべからず。(中略)この旨能々相守り、相互に名利人我を離れ、如法に修学をいたし、自他共に一大事を過つべからざるものなり。

15

(『真宗史料集成』6、P179上～P180上)

真宗の唯信正因が改めて強調された内容で、それ以外に正因があることを強く戒めている。これは僧叡の「称名正因」との主張に対応したものと考えられる。なおこの「御直命」は、その後の行信論上の議論において、「称名正因は、文義共になし」という形で、金科玉条の如く用いられることとなる。

20

7. 行信論(1821年～1825年)

25

「行信論」とは

宗祖は、主著『教行信証』において、通途である教行証の三法の名目と異なり、教行信証の四法の名目を立て、因法を行信と明かした。その内、信については、正因として先達の間で見解が一致するが、行をどう捉えるかは先達の間で見解が分かれる。論点はいくつか挙げられるが、僧叡に関しては、信心正因と善導・法然の相承である念仏為本・称名往生の法義との会通が重要と考えられる。

30

「行信論」の具体的内容

一者表裡、由_レ建立_レ故。二者初後、由_レ禀受_レ故。

35

(僧叡『文類述問』、4丁左)

偕今此処に大行と云ひ大信と云に、自ら二義の次第あり。一には表裏。二に初後。表裏の方は、建立の処で云こと、四法を立する上なり。又初後は、機の稟受で云たもの。表裏のときは、行が先で行信の次第なり。稟受のときは、信が初になりて、信行の次第なり。

(僧叡『教行信証文類隨聞記』、『真宗全書』26、P111下)

『文類述聞』は僧叡自身の『教行信証』講義用資料であり、『教行信証文類隨聞記』は僧叡の『教行信証』講義を弟子が記録したものと位置付けられる。講義期間は、1821年2月2日から1823年9月21日であるが、該当箇所は「行巻」であるため、おそらく1821年の時点での僧叡の見解と考えられるが、この時点で、萌芽は認められるものの、「法相表裡、稟受前後」は名目の形で明言されてはいないことが窺える。

『柴門玄話』における「法相表裡、稟受前後」

『柴門玄話』は、「称名正因」との嫌疑に対して、自身の行信理解を示すために本願寺に提出したものである。本書は石泉文庫内に草稿本も確認できるが、正確な成立年代は不明である。一方で、龍谷大学大宮図書館には1823年9月成立の書写本が存在するため、1821年から1823年9月の間に成立したものと考えられる。

総題には教行証とおきて信は見え。 (中略) これは五卷の所顕開合のあることにて、第五卷の真仏土は証より開きたるものにて、かれを合すれば四法となり、さて信は行より開きてそれを合すれば三法なり。 (中略) ここに於て信の一法収めて行の中に入る。 (中略) ひらけば行の外に信ありて行と信と二法となる。二法となれどもその由つて来るところは真實教にして、その体もとこれ一願力なり。 (中略) 既に開きて二法とす。これを序するに、或は行信といひ或は信行といふ。これ義二途ありて、次序相反すること乃ち爾り。二途の義とは、法相の表裡と稟受の前後となり。法相の表裡とは、さきにもいふ所在に従ひて分つものにて、行は口称にて外に形るものなれば表なり。信は心念にて内に潜めるものなれば裏なり。 (中略) 法相別ありて表裡を相成ず。しかも表より裏に之きて行を先にし信を後にす。行を先にするのは、三法の建立ただ行あるが故に。後に信を明すことは、この行かならず大信ありて相応して自力の行にあらざるが故に。この次第はこころ因体の超異をあらはすにあり。稟受の前後とは、衆生諸仏知識の真實教を受くるに、心に聞信するを最初とす。 いまだ嘗て法のこれより先なるものはあらず。こ

の故に信より行に之きて、信を先にし行を後にす。この次第はこころ因満の分齊を断むるにあり。

(僧叡『柴門玄話』、『真宗叢書』附卷、P46下～P47下)

- 5 ○法相表裡…行(称名)は外で表、信(信心)は内で裏→因体の超異
- 稟受前後…衆生が真実教を受ける際、信は先で行が後→因満の分齊

『柴門玄話』に対する本如の「達書」

10 僧叡の『柴門玄話』を受け、1825年5月に本如より「達書」が出される。内容は、以下の通りである。

達書 芸州僧叡

其方今度被召登御趣意之儀、先般被仰出候称名正因と申儀に付、御直命御宗教に致違戻候名義に付、御依用無之趣被仰出、向後急度相嗜候様誓書迄差上候得^者、門人共も取用候儀無之处、国々におみて種々取沙汰も有之。心得違之輩申募り候族も有之趣、風評^与は乍申容易不成事故、被召登御聞糺之处、於自督は無相違之趣に候得^者、猶徒弟共心得違無之様可被申諭候。且今度『柴門玄話』と申著述有之。於自督は違戻無之趣に候得共、義門之見込も有之哉。法相之表裡稟受之前後杯申二ヶ条、珍敷名目に候間差止め可然候。是等之儀

20 学業未熟之者惑に相成候儀、深く御苦慮被為在候間、此旨奉恐察、心底より奉信順、弥自行化他無油断被仰出候事

酉五月 (『学林万檢』、『三百五十年史』史料編1、P466上)

「今度『柴門玄話』と申著述有之」と述べ、直後にその内容の是非に言及している点から、この「達書」は『柴門玄話』を踏まえて出されたものであることが分かる。この「達書」において、僧叡の行信理解は「於自督は無相違之趣に候」「於自督は違戻無之趣に候」と評価されるに至ったが、「法相表裡」「稟受前後」という独自名目に関しては、使用禁止が言い渡されている。注目すべきは、「法相表裡」「稟受前後」の名目自体に対して、称名正因の異義であるとの判断が下

30 されてはいないという点である。

8. 空華学派からの評価

僧叡の義は、示寂後も様々な面から評価がなされている。その中でも、特に行信論に関して厳しく批判しているのは、空華学派の善海である。現在でも、行信論において事相同時・法理同時等の批判が加えられることがあるが、その出拠は、

35

善海『行信杞憂弁』である。

5 同『述聞』二（六丁左）に云く、下中品の人称名せずと雖も、願力体全じ、
大行の義具す。阿弥陀仏即是其行の故に。然るに不相離の中自ら二義の次第
ありて存す。二義と言ふは、一に表裏、建立に由るが故に。二に初後、稟受
10 に由るが故に。云何が表裏なる。行を先にし信を後にするは是れ建立に由る
ものなり。教行証と説くが故に。是に於て行を以て信を撰す。行とは是れ法
にして衆生の所得なり。機、其中に在り。行を以て撰するが故に、行は信の
先にあり、行より開くが故に。信は行の後に在り。列、前後すと雖も、其実
15 俱時なり。表裏を以ての故に。

杞子云く、この一に表裏建立に由る。二に初後稟受到に由るとは、『柴門玄話』
の法相の表裏、稟受の前後と言ふと同じ。言を換へて云へば、法理同時、事
相前後の義なり。法理の建立は信称同時にして、聞信一念未だ事相には称へ
ざれども、法理として称名の徳あり。信一念の即是其行とは称名行にして、
15 帰命の一念に称名の徳を具す。然れども、事相より云へば信は先にして称は
後にあり。稟受は必ず前後とするの意なり。今謂く、稟受の前後なるは言ふ
を俟たず、建立の表裏とは許すべからず。法義の建立は即ち終南大師の六字
20 積是れなり。南無帰命は信なり。即是其行は行なり。聞信一念に阿弥陀仏即
是其行の名号大行を全領して業因成弁するが法義の建立なり。何ぞ聞信一念
業成位に在る大行称名行ならんや。必ず名号大行なるものなり。然るを僧叡
は行と云へば必ず能行に局りて、名号は行と名くべからずとするが故に『行
25 卷』の「本願名号正定業」及び兩重因縁の徳号慈父等皆限りて称名と取る。
今挙げて委論するに違あらず。

また『玄義分義疏』に云く、即等と言ふは、念仏を選択本願と曰ふ。標挙し
25 て則ち「選択本願之行」と曰ひ、結嘆して則ち「選択撰取之本願」と曰ふ。
次の必得往生の積に望めてこれを言へば、是れ云ふ所の行の一念は既に如来
回施と曰ふ。当に知るべし。是れ不回向の行なるがゆゑに。謂つて選択本願
と曰ふことを得るなり。『銘文』の積今と同致なり。

杞子云く、即是其行を念仏にして『行卷』の選択本願の行と弁ぜり。然れば
30 則ち、聞信一念の即是其行を称名行とするの義なり。若し然るときは、如何
にしても称名因体の難を免るべからず。委しくは下に至つて弁ぜん。

（『行信杞憂弁』、『真宗叢書』附卷、P434 上～P435 上）

善海は、僧叡が即是其行を称名行とした上で、信一念の行信同時俱時を説く
35 法相の表裏（表裡）に対して、称名因体の難を免れないとしている。善海は、
信一念の名号大行全領を即是其行とし、称名行を即是其行とするのを許さな

い。これは、月珠と善讓との行信論上の諍論でも一貫して論点となる部分である。

5 **9. 僧叡師の義まとめ**

助正論

真実信心の称名	安心廃立	正因	正定業	称名一行	一体の二義
	行儀助正	報恩	五正行	助正兼行	

行信論

行信の関係	法相表裡	法の建立	行は外(表) 信は内(裏)	因体の超異	一願力
	稟受前後	機の稟受	行は後 信は先	因満の分齊	

10

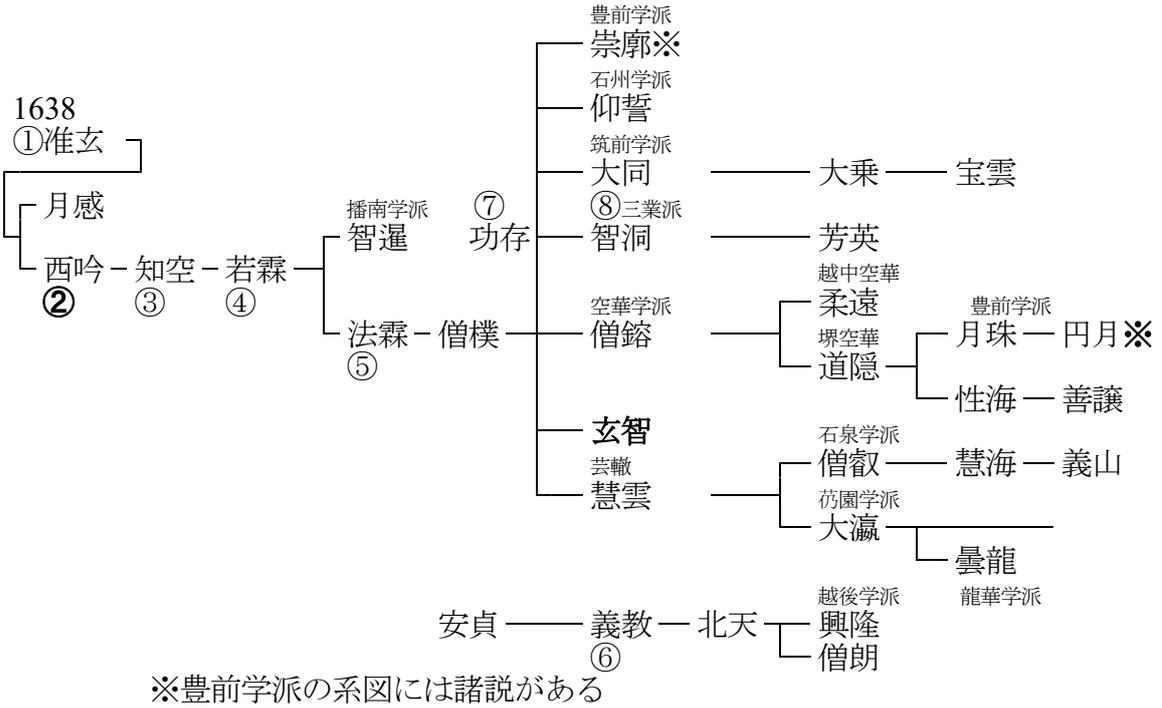
称名正因

- 称名即法体 (称名正因の根拠)
- 称名正因即信心正因 (安心廃立・法相表裡)
- 称名正因と称名報恩は一体の二義 (安心廃立と行儀助正、法相表裡と稟受前後)

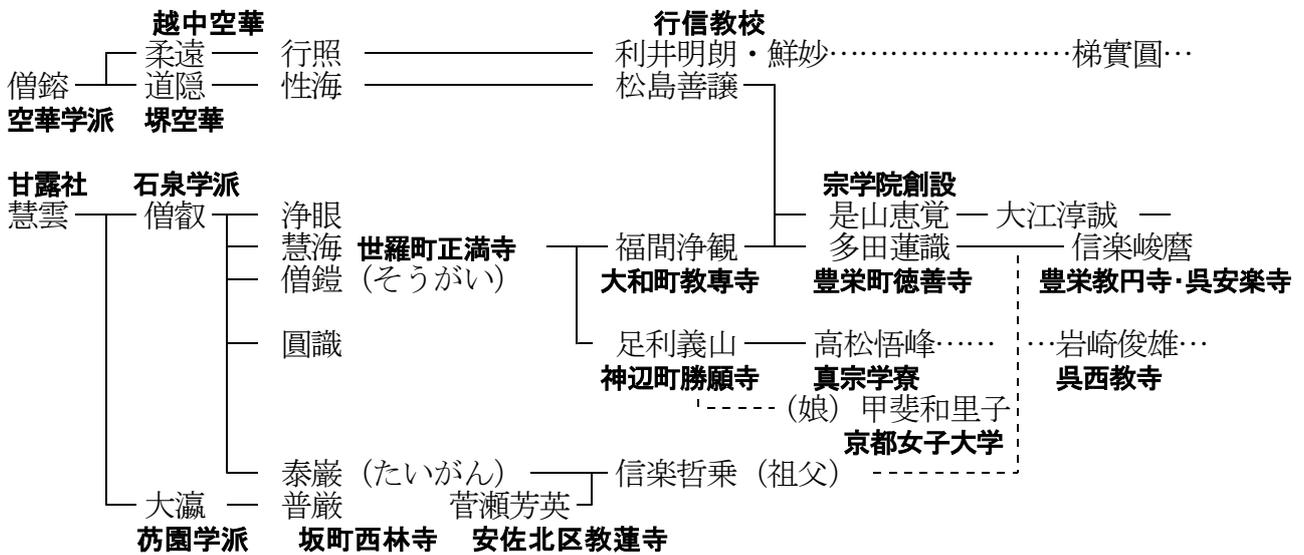
15

- ※『観経』下中品の聞已即滅の機 → 願力領納により往生できる
- ※『観経』下上品の一声の往生 → 称名は他力であることを顕わす

【参考】学轍の流れ



【おまけ】石泉僧叡から信楽峻磨まで（岩崎が信楽先生から聞きました）



12月 西教寺からのご案内

今年最後のご法座となりました。この八ガキは、お葬式など、ご縁のあった方に2年間無料でお送りしています。浄土真宗は聞法（教えを聞く）が要です。どうぞお参りください。はじめての方大歓迎。お参りの際は、**ご家族の同意を得てマスク着用**でお願いします。本堂は定員を設け、**定員超の場合は第2会場**でお聴聞いただきます。参加費（ご法礼）はお気持ち（喜捨）を封筒に入れ、お名前（**カネム・〇**）を記入の上帳場に。ご自宅でも視聴できます。開始1時間前に警報が出たら中止です。 [呉市西教寺 YouTube](#) 



お取越し報恩講

【夜席】13:00～15:00 【朝席】8:30～10:30 【昼席】13:00～15:00

日時：12月14日（火）夜席 
15日（水）朝席・昼席 
16日（木）朝席 



※16日（木）朝席参詣者にお赤飯・お斎（とき）なし・売店あり

場所：長ノ木本坊（長ノ木町 16-10・TEL 21-3714） 

テーマ：「社会に関わる仏教」

講師：尾畑 文正 先生 / （元同朋大学学長・同名誉教授・文学博士・三重県いなべ市真宗大谷派泉勝寺前住職・著書多数。）

聖徳太子1400回会法要

日時：12月15日（水）昼席

講師：尾畑文正 先生

テーマ：「地上の人—共に是れ凡夫（ただびと）ならくのみ—」

※法要参詣者にはささやかな記念品を差し上げます。



修正会（元旦会）

長ノ木本坊 元旦 午前8時30分 

2日 午前9時

蔵本通支坊 元旦 午前7時

三津田支坊 元旦 午前7時



参詣者に色紙が当たります。お子さんにはお年玉。帰呉できないご家族もご縁にあえるよう、元旦長ノ木本坊修正会をYouTube配信します。三津田支坊は第2会場なし。

■除夜の鐘 12月30日11時45分～ 於長ノ木本坊（マスク着用）